

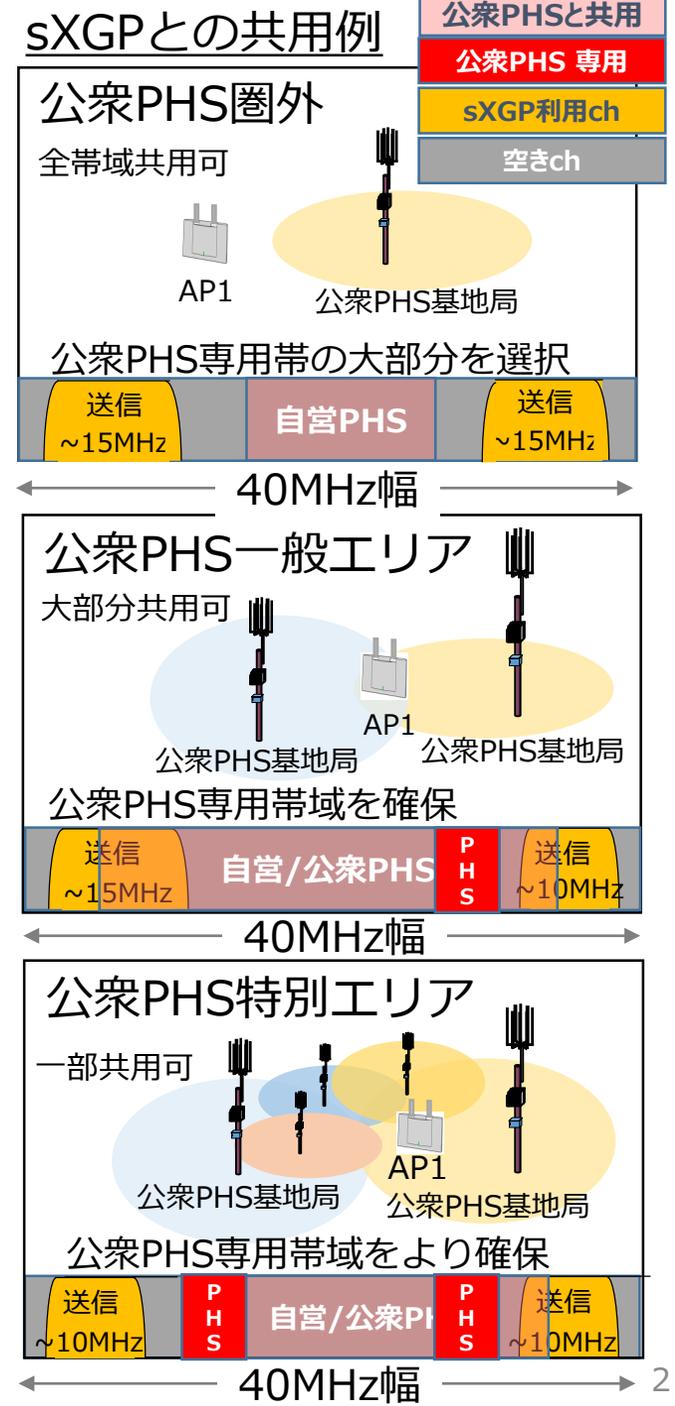
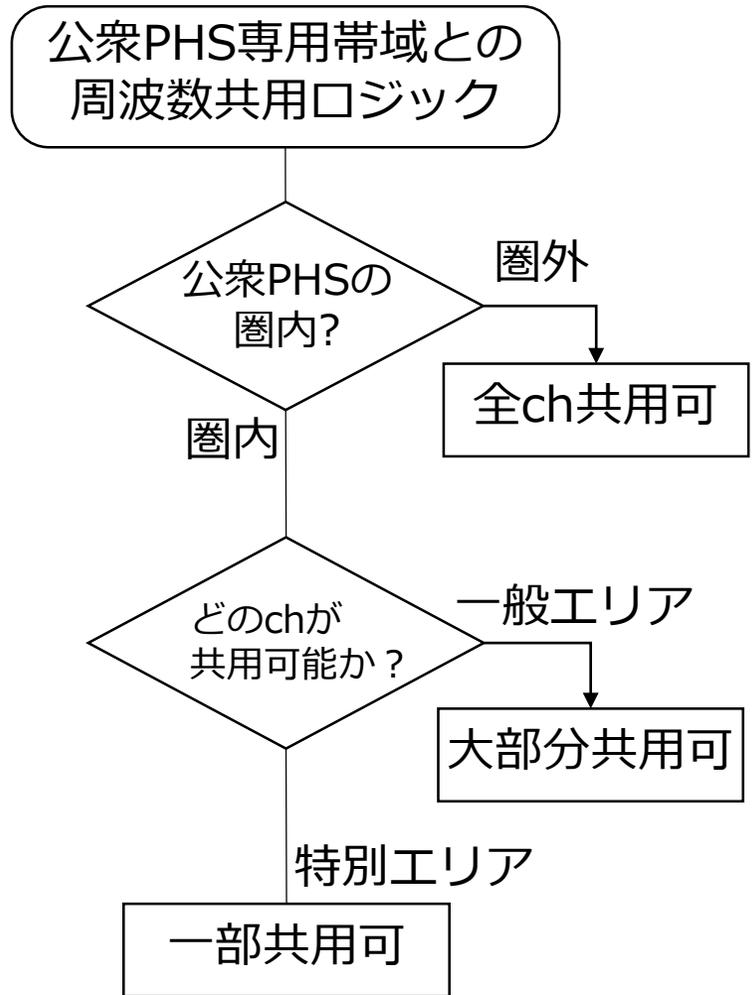
公衆PHS帯域での周波数共用条件

2019年7月25日

XGP Forum

公衆PHS専用帯域との周波数共用条件案(概要)

- 公衆PHSの圏内／圏外判定と公衆PHSの場所毎の周波数利用状況を元に共用可能範囲を決定、その範囲で共用側(sXGP)が具体的な利用周波数を選択する。
- 公衆PHS基地局毎の状況により共用可能chは異なるため、共用側方式の親機は設置場所管理のため登録局である必要がある。
- 公衆PHSの圏内／圏外判定閾値及び公衆PHSチャンネル保護のレベルは、自営PHS保護レベルと同等である必要がある。
- 混信その他の妨害を防止するために必要な運用措置の詳細は、公衆PHS事業者の利用者保護を前提に当該事業者とXGP Forumで協議／決定する事が望ましい。



公衆PHS専用帯域との周波数共用条件案(詳細)

- 公衆PHSの圏内/圏外判定基準
公衆PHS制御chレベル：-93dBm以上
- 公衆PHS制御ch：許容帯域内干渉レベル
-25dBm/MHz (UE), -36dBm/MHz (eNB)

- 公衆PHSエリア内の共用可能帯域
(一般エリアの例)

公衆PHS制御ch及びその周辺帯域の1906.1~
1910MHzは公衆PHS専用、他はsXGPと共用可能。

(特別エリアの運用)

障害発生時や別途定めるユーザの密集する限定的な場所において、公衆PHS事業者は任意の共用帯域を公衆PHSに専用化できる。但しsXGPとの最小共用帯域を1910MHz~1915.7MHzと1884.5~1890MHzに確保)

詳細はXGP Forumと公衆PHS事業者と協議運用する。

